

天童南部まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年7月28日開催

- No. 1 **新型コロナウイルスワクチン接種について**
新型コロナウイルスワクチン接種対策室
- No. 2 **公務員の副業について**
総務課、農林課
- No. 3 **指定避難所となる小・中学校への発電機の整備について**
危機管理室
- No. 4 **天童南部学童保育所等の避難はしご・床カビの改善について**
子育て支援課
- No. 5 **小学校へ「市報てんどう」を供覧用として配布することについて**
学校教育課
- No. 6 **中学校における部活動の在り方について**
学校教育課
- No. 7 **投票した証の証明書発行について**
選挙管理委員会

天童南部まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年7月28日開催

No.	1	標 題	新型コロナウイルスワクチン接種について
所管課等		新型コロナウイルスワクチン接種対策室	
<p>《市民のこえ》</p> <p>6月15日号市報でどのように掲載があったワクチン接種の完了期限は、どのような根拠によって令和4年9月末までとされているのでしょうか。</p> <p>また、例えば9月に3回目の接種を受けた人は、4回目の接種が可能となるのは5カ月経過後であるため、翌年2月以降に接種することになるとと思いますが、このような場合はどのような対応になるのでしょうか。</p> <p>もし、ワクチン接種の完了期限が今年9月末までなのであれば、3、4回目の未接種者に対する積極的な広報をすべきだと考えます。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>ワクチン接種の実施期間については、現在、予防接種法の規定により、令和4年9月末までとされていることから、そのように御案内しています。現在、4回目接種が開始されていることやオミクロン株に対応した5回目の接種が検討されていることから、今後実施期間の延長が行われる予定であり、その際は、改めて御案内します。</p> <p>ワクチン接種は、本人がメリットとリスクを勘案した上で行うものではありませんが、予防接種法で定める実施期間の終了後は、接種を実施することはできないことから、今後とも市報やホームページ等でワクチン接種に関する情報を適宜発信していきます。</p>			

No.	2	標 題	公務員の副業について
所管課等		総務課、農林課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>公務員の副業については、地方自治体の長の権限で認めることができると初めて知りました。山形県や寒河江市では、サクランボの収穫期に限定し、人手不足の解消策の一環として副業を認めています。</p> <p>天童市は、来年からサクランボの新品種「やまがた紅王」の積極的な生産支援を行うと聞いております。今後、樹園地面積が増えるとともに、葉つみ・摘果等など収穫までの作業も多くなり、人手不足がますます想定されます。このようなことから、天童市における市職員の副業に対する方針等について、どのように考えているのか教えてください。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>さくらんぼの一大産地である天童市においても、収穫作業等に従事する労働力の確保が課題となっています。</p> <p>現在、市では、「さくらんぼ労働力確保事業」を実施しており、県外からの労働従事者への支援、学生ボランティアの受け入れ、天童市農業協同組合の無料職業紹介所の活動支援等により、労働力の確保に努めています。</p>			

天童南部まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年7月28日開催

また、山形県が実施しているさくらんぼ労働力確保プロジェクトによる農業バイトの募集アプリ「daywork」（デイワーク）を活用して、労働希望者と求人のマッチングに力を入れています。

本市においても、職員の服務規程等により、職員の副業については、申請手続きを行うことで制度上は可能となっています。現在、さくらんぼ収穫等での兼業の申請は特にありませんが、今後も、さくらんぼ労働力の需要と供給の状況をみながら、御提言いただいた内容も含めて、労働力の確保に向けて必要な対策を検討していきます。

No.	3	標 題	指定避難所となる小・中学校への発電機の整備について
所管課等		危機管理室	
<p>《市民のこえ》</p> <p>現在、天童南部小学校が指定避難所となっていますが、発電機が整備されていません。特に、夜間に体育館から校舎のトイレ等を利用するには、真っ暗な長い廊下を移動する必要があると、どうしても電灯等が必要です。また、災害情報や連絡手段を確保するためには、携帯電話の充電が必要となることから、ぜひ指定避難所となる天童南部小学校にも、発電機の設置をお願いします。</p> <p>なお、発電機の整備については、市内の建設業者なども多く所有していると思われるので、そのような民間企業と協定を結ぶことも必要ではないのかと思います。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>小・中学校における停電時の電源確保につきましては、市立公民館等へ配備した発電機を停電状況に応じて活用するとともに、各自主防災会組織の発電機も活用させていただきながら対応する計画としています。</p> <p>また、災害時の協力に関する協定等に基づき、必要に応じて東北電力ネットワークの非常用電源車の協力、さらに山形三菱自動車販売の電動車両活用等により、電源を確保することも計画しています。</p>			

No.	4	標 題	天童南部学童保育所等の避難はしご・床カビの改善について
所管課等		子育て支援課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>天童南部学童保育所において、2階から避難するための避難はしごが、垂直に降りるタイプであり、避難の際に子どもたちが恐怖を感じて、降りれない可能性があるため改善をお願いします。また、ユニットハウスを利用している天童南部学童第4学童保育所では、床材の下にカビが浸食していますので、合わせて改善をお願いします。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>天童南部学童保育所に現在設置してある避難はしごにつきましては、有事の際に</p>			

天童南部まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年7月28日開催

子どもたちが安全かつ迅速に避難することが難しいと感じています。子どもたちがより安全かつ迅速に避難できるようにするため、早急に避難階段を設置したいと考えています。

天童南部第四学童保育所の床材下のカビにつきましては、この度実施した床材の貼り替えにより、一定期間カビを抑制できるものと考えています。なお、水のたまりやすい場所であるため、今後とも状況を注視し、必要な対応を実施していきます。

No.	5	標 題	小学校へ「市報てんどう」を供覧用として配布することについて
所管課等		学校教育課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>「市報てんどう」は、全戸に月2回配布されていますが、小学校5・6年生の各クラスに供覧用として備え付けておけば、児童の目に触れることも多くなり、活字離れの対策や教材として利用できる部分も多くあると思います。</p> <p>天童市内の情報を得る機会を増やし地元愛を育てるためにも、小学校5・6年生の各クラスへの「市報てんどう」の配布を検討していただきたいと思います。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>学校において「市報てんどう」を活用することは、児童生徒の視野を広げ、グローバル化の進む社会において、たくましく生きる資質を育むとともに、読解力を育むことや郷土愛の醸成につながるものと考えています。</p> <p>各校では、社会科や総合の授業等において市報を活用し、市政の動きや地域の出来事等の情報を集めながら課題を解決することを通して、学習内容への理解を深めている事例もあります。</p> <p>「市報てんどう」の活用につきましては、市のホームページにあるバックナンバーから必要な情報を見つけることが可能となっています。今後は、一人一台のタブレットを活用した積極的な市報の活用について、各校へ働き掛けていきたいと考えています。</p>			

No.	6	標 題	中学校における部活動の在り方について
所管課等		学校教育課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>部活動の運営の仕方が、学校主体から地域ボランティア主体に移行することが検討されていると聞いています。具体的にはどのような組織体制になるのでしょうか。また、学校とは完全に切り離された体制になるのでしょうか。</p> <p>なお、今後、地域内で各部活に指導するのにふさわしい方が見つからない場合は、どうなるのでしょうか。天童市における部活動の在り方について考えを教えてください。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>令和2年に国から示された、部活動改革の方策として、合理的で効率的な部活動</p>			

天童南部まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年7月28日開催

の推進と休日の部活動の段階的な地域移行が挙げられています。

現在の部活動においては、教員の働き方改革と生徒の減少に伴う部員数や部活動数の減少の大きく2点が課題となっています。

本市では、昨年度から、県教育委員会の指定を受け、合理的で効率的な部活動の実践研究に取り組んでおり、市内4つの中学校の野球部を合同部活動として組織し、市野球連盟と連携を図りながら、平日はそれぞれの学校で、休日は指導者が輪番制で、4校の部員が一か所に集まって活動しています。

今後は、国が示す休日の部活動の段階的な地域移行に向けて、受け入れ可能なクラブチームやスポーツ少年団などを模索するとともに、関係機関と連携を図り地域人材の活用を含めた実践研究を進めていきたいと考えています。

No.	7	標 題	投票した証の証明書発行について
所 管 課 等		選挙管理委員会	
<p>《市民のこえ》</p> <p>今回の参議院選挙において、若い人たちが投票終了後『投票済の証明書はありませんか』と聞いたところ、証明書は発行しておらず、「投票所にある看板の前で、自分で写真を撮ってください」とのことでした。</p> <p>投票を終わったという証明書を持っていくことにより、給料や仕事にいい面があると聞いています。</p> <p>発行するためには、いろいろな問題もあると思いますが、他の市町村で行っているところもあるようですので、天童市でも証明書を発行してもらえないでしょうか。</p> <p>また、いろいろな店舗と提携して投票済証明書で割引などの特典を行ってはいかがでしょうか。例えばモンテディオ山形と提携して入場料の割引などにより、投票率もかなり上がるのではないかと思います。</p> <p>ぜひ、投票済の証明書の発行と何らかの特典を考えてみてはいかがでしょうか。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>「会社などへの提出」の理由により、企業や団体から投票済証の提出が求められた場合は、公民権の行使という一面だけではなく、投票の自由の侵害、特定候補への誘導、買収など不適切に利用されるおそれも考慮しなければなりません。他市の状況や必要とする方のことを考え、投票済証の交付の有効性について、様々な面から調査していきます。</p> <p>また、御提案の割引などの特典の活用については、国では、「物品等によって有権者を投票所に誘導すること自体が公職選挙法に抵触するおそれがある。」としています。このようなことから、選挙啓発は営利活動と分けて行う必要があります。選挙管理委員会が主体的に推奨することはできませんので、御理解をお願いします。</p>			